



7月20日は**中小企業の日**

7月は「中小企業魅力発信月間」です。

私たち中小企業家の手で活力に満ちた地域を創造していきましょう！

昨年、国が7月20日を「中小企業の日」に、7月を「中小企業魅力発信月間」に制定しました。中小企業・小規模事業者の存在意義や魅力等に関する正しい理解を広く醸成する機会を国民運動として提供していくための取り組みです。

私たち中小企業の存在意義を広く発信していきましょう！

中小企業憲章

今年は「**中小企業憲章**」制定10周年です。

わが国の中小企業政策の基本的な理念と原則・方針を定め、2010年6月18日に閣議決定されました。この憲章の前文には、「中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である」と明記されています。

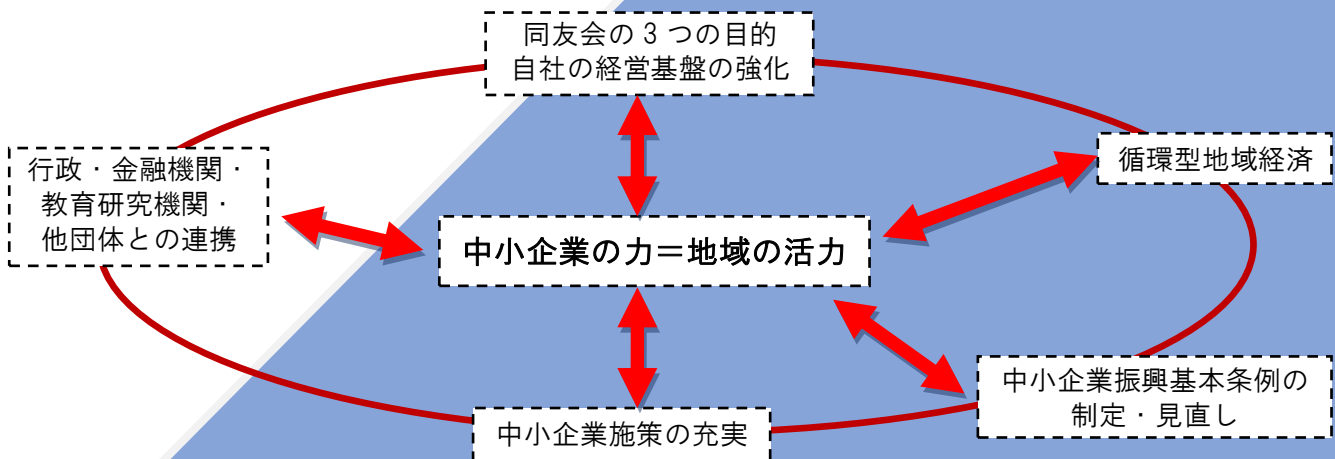
中小企業は地域になくてはならないインフラです。「中小企業憲章」の理念を理解するとともに、地域に広めることで地域独自の「中小企業振興基本条例」を私たち中小企業家の手で制定し、活力に満ちた地域を創造していきましょう。

中小企業振興基本条例

中小企業の振興で**元気な地域をつくる**。

地方自治体が中小企業の役割を重視し、その振興を行政の柱としていくことを明確にするのが「中小企業振興基本条例」です。北海道の総企業数に占める中小企業の割合は、全体の99.8%。従業員数も85.2%を占めています。まさに中小企業が北海道の経済を支えていると言っても過言ではありません。元気な中小企業が増えることにより、地域も活性化されます。地域の活性化に必要な中小企業が活躍できる仕組みが「中小企業振興基本条例」です。

「中小企業振興基本条例」ができると、中小企業に対する行政の基本理念や役割が明確になります。そして、首長や行政担当者が代わっても、この条例に記された理念と役割は引き継がれます。また、この条例を推進する「中小企業振興会議」ができることで現場の声が施策に反映されやすくなり、中小企業政策をより良いものへと発展させることができます。地域の中で経済活動が活発に行われ、雇用と所得が生み出されることによりお金が地域内で循環する「循環型地域経済」を実現される意識も高まります。



2020年5月末現在、北海道では52の市町村で「中小企業(小規模企業)振興基本条例」が制定されています。北海道同友会では道内全自治体に「中小企業振興基本条例」を制定することを目指しています。あなたの地域でも「中小企業振興基本条例」を制定し、その理念に基づいた実践運動を進めていきましょう！



一般社団法人 北海道中小企業家同友会

〒060-0906 札幌市東区北6条東4丁目1番地7 デ・アウネさっぽろビル 13階

TEL: 011-702-3000

FAX: 011-702-9573

<https://hokkaido.doyu.jp/>